

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正 に係る意見公募要領

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正に伴い、横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の所要の改正を行います。併せて、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の改正を行います。

また、水質汚濁防止法施行令における指定物質が追加されたことを踏まえ、規則別表第18（非常時の措置に関する物質）の2（水質の汚濁に係る物質）の改正を行います。

つきましては、これらの内容について広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

令和5年2月17日（金）から令和5年3月20日（月）まで

2 意見提出方法

次のいずれかの方法によりご提出願います。

(1) 郵送の場合

郵便番号：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市環境創造局環境管理課

(2) F A Xの場合

F A X番号：045-681-2790 横浜市環境創造局環境管理課

(3) 御持参いただく場合

持参先：市庁舎27階（中区本町6-50-10）横浜市環境創造局環境管理課

(4) 電子メールの場合

メールアドレス：ks-kankyokanri@city.yokohama.jp

3 資料の入手方法

意見公募にあたり、資料として「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について（改正概要）」等を公表しています。環境管理課ホームページからダウンロードしていただけるほか、環境管理課、市庁舎3階市民情報センター及び各区役所広報相談係にて閲覧・配布を行っています。

【環境管理課ホームページ】

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-
gesui/kiseishido/tetsuzuki/20230217ikenkoubo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/20230217ikenkoubo.html)

4 注意事項

- (1) いただいたご意見とそれに対する考え方は、後日ホームページ等で公表します。個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいた御意見や情報につきましては、本件の目的以外には使用しません。

5 お問い合わせ先

横浜市環境創造局環境保全部環境管理課

電話：045-671-4103

FAX：045-681-2790